

# 東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 東日本大震災復興交付金について、被災地域の実情に照らした事業期間の延長を図るとともに、必要な財源を確実に確保すること。

また、同交付金の採択基準を緩和するなど、必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとする。

(2) 復興事業が完了するまでの間、災害復旧費補助金、並びに市税の減免措置を含めた復興事業に係る地方負担分を全額措置する震災復興特別交付税等の地方財政措置についても、継続的な措置を講じること。

(3) 社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成 27 年度以降も継続すること。

(4) 被災地における普通交付税の合併算定替え適用期間について、復興計画期間を踏まえ延長すること。

(5) 震災により地盤沈下したエリアにおいては、自然排水が困難であり、排水ポンプの増強が必要であることから、そのための増加経費に係る維持管理経費を普通交付税に算入すること。

(6) 震災の影響により人口減となった自治体においては、平成 27 年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、平成 22 年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とする特例措置を設けること。

(7) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。

併せて、身元不明者についても、引続き DNA 鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。

(8) 被災地における工事の人材不足及び資材不足による入札不調が相次いでいることから、国は、その適切な対応策を早急に講じること。

(9) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。

- (10) 防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用等について、弾力的に運用するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (11) 組合施行の土地区画整理事業について、地価下落分や土地取引の減少分に対応した補助制度の創設など、事業の早期完了に向けた財政措置を講じること。
- (12) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。
- (13) 被災者生活再建支援金の受付事務について、被災市町村の負担が非常に大きいことから、受付等の事務に係る経費に係る財政措置を講じること。
- (14) 被災自治体の土地取得に伴う登記嘱託業務については、今後、増加することが予想されることから、迅速な対応が出来るよう法務局の体制を整えること。
- (15) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。  
また、6年目以降は家賃補助が減少し地方の負担割合が増えることから、6年目以降も負担割合を据え置くこと。
- (16) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (17) 被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等における資料作成、国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を講じること。

## 2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 応急仮設住宅である雇用促進住宅及び民間賃貸住宅等について、複数年の延長措置を講じること。  
また、プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備の進展等に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は

放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するとともに、償還免除要件として示されている無資力要件に生活保護受給者も含めること。

また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

(4) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

(5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

(6) 介護保険制度について

① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。

② 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

③ 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第 1 号被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成 25 年度分から財政措置を講じること。

(7) 国民健康保険制度等について

① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

② 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

③ 国民健康保険の所得割保険料(税)について、所得を基礎とする算定方式(旧ただし書き方式)による場合、雑損失の繰越控除は非適用と定められているが、個人住民税と同様の総所得金額等をもとに算出するよう遡って見直しを図ること。また、その際には、国民健康保険に被災者が多く加入する自治体が、雑損失の繰越控除を適用することによって生じる保険料(税)収入の減少に対して財政支援措置を講じること。

- (8) 津波浸水区域外への保育所の移転を早急に進めるため、特定被災区域における安心こども基金による保育所等の複合化・多機能化推進事業を継続すること。
- (9) 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」については、平成 26 年度末までとなっている期限をさらに 3 年間延長すること。
- (10) 帰還困難区域の自治体・住民のコミュニティの維持ための措置を講じること。

### 3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について必要な財政措置を講じること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災区域の周辺地域にも拡大すること。
- (3) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (4) 被災地域の経済の活性化を図るため、復興交付金を活用した産業用地の整備等については要件を緩和するなど、支援策を拡充すること。  
また、復興特区支援利子補給金の対象業種の拡充等の要件緩和や、産学連携による取組を継続して支援するなど、被災地域の産業の復興・再生に必要な施策を充実すること。
- (5) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。
- (6) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期間及び運用期間を延長すること。
- (7) 震災等緊急雇用対応事業について、財政措置を拡充すること。  
また、雇用期間を延長するとともに、対象地域を拡大すること。
- (8) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るための支援策を講じること。
- (9) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、震災関連人材育成支援奨励金の期間を延長すること。

また、同奨励金と被災者雇用開発助成金について、支給要件緩和や支給額の増

額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促すための新たな施策を講じること。

(10) 被災地の労働力不足を解消するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充をはじめ、労働者受入れに向けた支援策の拡充や、建設、介護及び水産関係の労働力確保対策を講じること。

(11) 避難者の安定した生活の実現に向け、ニーズに即した就労支援策を推進すること。

#### 4. 公共施設の復旧支援等について

(1) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

(2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政支援制度を創設すること。

(3) 公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措置を継続するとともに、事業補助率を一律2/3とし、改修事業については補助単価を実施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。

また、繰越となる事業について、手続きを簡素化する等配慮すること。

(4) 学校を除く避難所施設、福祉避難所及び避難所併設小規模備蓄倉庫等における耐震化及び長寿命化対策に対する財政支援制度を構築すること。

(5) 湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。

(6) 国際物流ターミナルについては、大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾の背後へ再生可能エネルギーを核とした産業集積など、港湾機能を拡大すること。

(7) 鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を拡充するとともに、鉄道復旧に係るまちづくり事業について、財政支援措置を拡充すること。

(8) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、地域の実情に応じ、鉄道事業者に対する支援措置を拡充すること。

また、鉄道復旧までの代替交通及び仮設住宅等からの公共交通を確保するため、必要な財政支援措置を講じること。

なお、地域公共交通確保維持改善事業については、被災市町村の指定を継続

するとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。

(9) 平成 24 年度に廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じること。

(10) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網を事業完了までの財源を確保した上で、早期に整備すること。

(11) 震災による犠牲者を鎮魂し、震災の教訓を後世に伝えていくための慰霊碑や慰霊空間の整備のための支援制度を創設すること。